

A. 罷業者ハ全部前記朴巧鳳方ニ集合シ、アルニ積極的運  
動ヲ為サス

B. 四月三十日賃金問題ニ付故メテ左ノ要求ヲ為シタリ  
賃金ハ常備トシ

封止工 一日、一圓八十錢(責任能率千個)

バルプエ 一日、一圓五十錢(千七百個)

ステーム工 一日、一圓二十錢(千八百個)

(2) 事業主側

第議不参加者廿餘名ニテ作業ヲ繼續シ工場主ハ罷業者ト、  
折衝ヲ避ケ前記斂給ヲシテ之ヲ當ラシメ居シリ

(3) 交渉状況

A. 五月二日午後三時ヨリ工場内ニテ十四名ハ斂給武田、西  
名ト折衝工場側ハ請負制ヲ主張シ  
封止工 千個ニツキ一円四十錢

ステーム工 千七百個ニツキ一圓三十錢

ステーム工 千八百個ニツキ九十五錢

ニ故メタキ旨ヲ述ヘタルニ勞働者側ハ日給制ヲ固持シ結  
局交渉ヲ打切リタリ

B. 三日午後二時頃斂給ハ第議團本部ヲ訪問シ請負制ニツキ  
交渉ノ結果日給制トスルニ責任能率低下ノ場合ハ基本賃  
金ヲ減スル事ニ諒解成リテ再會ヲ約シテ袂別セリ

右及申(通)報候也